

## 予算審査特別委員会 第3号

平成24年3月14日(水曜日)

### ○議事日程

- 1 議案第 2号 平成24年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 3号 平成24年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 4号 平成24年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 5号 平成24年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 6号 平成24年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 7号 平成24年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算

### ○出席委員(10名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 鶴谷 啓一君 | 2番 岩間 修身君  |
| 3番 中村 光広君 | 4番 本間 鉄男君  |
| 5番 堀 清君   | 6番 高野 俊和君  |
| 7番 木村 輔宏君 | 8番 真貝 政昭君  |
| 9番 工藤 澄男君 | 10番 逢見 輝続君 |

### ○欠席委員(0名)

### ○出席説明員

- |             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 本間 順司君  |
| 副町長         | 田口 博久君  |
| 教育長         | 成田 昭彦君  |
| 総務課長        | 小玉 正司君  |
| 会計管理者       | 三浦 史洋君  |
| 財政課長        | 本間 好晴君  |
| 民生課長        | 佐々木 容子君 |
| 保健福祉課長      | 佐藤 昌紀君  |
| 産業課長        | 山本 耕弘君  |
| 建設水道課長      | 藤田 克禎君  |
| 幼児センターみらい所長 | 宮田 誠市君  |
| 教育次長        | 村上 豊君   |
| 総務係長        | 五十嵐 満美君 |
| 財政係長        | 高野 龍治君  |

○出席事務局職員

事務局 長	藤 川 恭 一 君
議事係長兼務総務係長	和 泉 康 子 君

○**議会事務局長（藤川恭一君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況を報告申し上げます。

ただいま委員10名全員の出席でございます。

説明員は、町長以下14名の出席でございます。

以上でございます。

◎開議の宣告

○**委員長（鶴谷啓一君）** ただいま事務局長報告のとおり10名の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第2号ないし議案第7号

○**委員長（鶴谷啓一君）** 昨日は一般会計、消防費まで質疑が終わっておりますので、きょうは教育費から始めたいと思います。

10款教育費、160ページから185ページまで質疑を許します。質疑ございませんか。

○**9番（工藤澄男君）** 1点だけちょっと伺います。173ページの賃金の部分で代替調理員と臨時職員賃金とありますけれども、これは栄養士さんだとか、それから調理する方々の賃金でしょうか。

○**教育次長（村上 豊君）** これは、調理主任と調理師の賃金でございます。

○**9番（工藤澄男君）** もちろん栄養士さんも必ずいるのでしょうかけれども、調理師免許というものを持っている方というのは何名ぐらいいるのですか。

○**教育次長（村上 豊君）** 栄養士はこの中に賃金は入っていないのです。栄養士が持っておりますので。

○**教育長（成田昭彦君）** 今調理師臨時で常時雇用しているのは5名おります。5名中、調理師の資格持っているのは1名、過去において長くいて全員持っていることもあったのですが、今入れかわりが激しくて、勤めてから調理師の資格取るという形なものですから、今長い臨時職員で1名だけ調理師の資格取得している状況でございます。

○**9番（工藤澄男君）** なぜかという、たびたびあちこちの学校でいろんな食中毒事件とかそういうのがよく起きていますので、なるべくそういう資格のある人にきちんとした料理をつくってもらうというのが基本でないかと思っておりますので、今後そういう点を考慮していただきたいと思っております。あとよろしいです。

○**4番（本間鉄男君）** 167ページの学校管理費の中で小学校の学校管理費で花壇の球根ということなのですが、我々が町から示された学校の図面ありますよね、その中でいうとどこにことしなんかはできるのかなと、ということは来年落ちついてグラウンドの整備終わればそのスペースというものがあるのでしょうかけれども、今見ていくと玄関の横、だけれども図面のほかにカラーとかで学校のイメージ、それをいただいたのを見てもその辺置けるような感じしないのです。それで、ことし是が非でもどこかに場所をつくって花を植えるというような考えは持っているのですよ

うか。

○教育次長（村上 豊君） 今整備されましたら、その前に教室のベランダのほうにはそういうふうな形の観察用のやつは置くことと、それと今整備されましたらそれらのものを配置するような形で考えています。

○4番（本間鉄男君） ベランダに置くということは、基本的にプランターか何かでやってということなのですね、わかりました。

その下のほうに教育振興費の中の扶助費ありますよね、20節です。この学校給食費という部分で、今給食の免除を受けている生徒いますよね、給食費払わなくてもいいという、その生徒というのは、小学校、中学校一緒でもいいのですけれども、今は小学校の部分ですか、小学生全生徒何百人いる中の何人が給食費を払わないで給食を受けているという現状をお伺いしたいと思います。

○教育次長（村上 豊君） 保護世帯の児童が小学校で1名、それから今の扶助費は小学校は32名です。中学校ですけれども、保護世帯は3名です。扶助費ですけれども、中学校は23名です。

（「全体の」と呼ぶ者あり）

○教育次長（村上 豊君） パーセントですか。

（「いや、全体の人数」と呼ぶ者あり）

○教育次長（村上 豊君） 済みません。小学校は全児童数105です。中学校は64です。

○4番（本間鉄男君） 1つ難しい問題だなと思うのは、結果的に所得が低いから免除ということ、その意味合いもわからないではないのです。ただ、3食御飯食べるというのは人間の基本で、今病院に入院しても食費取られるのです。食べなくても取られるようなとか残しても取られるような。そういう中で、これで追っていくと古平町の小学校の3分の1の生徒が給食費を払わないで食べれると、だから給食費払っている親御さんにするとある程度の不満というか、だからその所得の差というのは、極端に高い人なら別なのだけれども、一般的にそんなに高い所得の親でない人方も結構いるのです。たまたまひっかからないというか、この辺は教育長、どういうふうに考えていますか。

○教育長（成田昭彦君） 先日の生活保護の認定する、しないの問題と一緒にですが、ある程度の基準設けるといのはやっぱり必要なことで、私どもも生活保護基準世帯の1.2倍を低所得者世帯というとらえ方しているわけですが、確かに本間委員おっしゃるとおりに幾らかの差異がこういった基準というのがあります。その中でも、該当しますよということでも断ってくる世帯もございます。これは、私どもの認定の中では1.2倍という、こういった中で進めているのですけれども、やむを得ないことだと思って、そういった基準を設けてやっていくということはやむを得ないことだと考えております。

○4番（本間鉄男君） 生活保護の話出てくると、例えば生活保護費支給されている人というのは、例えば子供1人いれば幾らとか、さまざまありますよね。だから、古平町なんかでも実際に町営住宅の家賃の話なんかでも、家賃は生活保護費の中にそれを含めて支給されているのだと、そういうことで生活保護者からも家賃をもらうというようなことになっている。そうしたら、子供1人いる、2人いる、それは結局子供1人いるために食事を含めての生活保護費が支給されているのかなと思うのです。その辺がどうなのかなと、それはまるっきり別ですよとか、例えばそういう場合には免

除ですよという国の生活保護に対するそういう指針があるのか、その辺どうなのでしょう。

○教育長（成田昭彦君） 生活保護世帯についても学校給食費というのは教育扶助の中で認められているものでございます。実際に過去には、生活費の中に学校給食費分ということで含まれて生活保護費が支給されておりました。ですから、一括して生活費として保護費入るものですから、それは学校給食費の分なのですけれども、給食費として払わない、そういう現状ございました。そういうこともあったものですから、今は学校給食費の分については社会福祉事務所のほうとお話ししまして、直接学校のほうに振り込んでいただく、そういう形をとってございます。ですから、例えば生活保護世帯についても学校給食費の未納ということはあったのでございますけれども、現在はそういったことは振り込みという形とっていただいて、今は滞納という状況はございません。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、生活保護の部分は振り込んでもらっているという現状ですね。そうすると、そういうものが出ているのだということであれば、一般の方々の免除というのもちょっと解せないかなという部分もあるのです。例えば小学校でいうと32名、そういう人方も結局生活していく中の最低のことが食べるという部分でないかなと思うのです。話ちょっとずれるかもしれないけれども、例えば町内会費払ってくださいとかとありますよね、そうすると生活保護費の中にそういうものも含まれていますよという言い方しますよね。だから、そういう部分では果たしてどうなのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 誤解してもらいたくないのですけれども、免除という形ではないのです。準要保護世帯というのも扶助費とかあって、それを準要保護世帯に町から助成して、それを扶助費としていただいているという形でありますので、そこをちょっと理解していただきたいと思います。

○4番（本間鉄男君） そうしますと、町でそれを負担している部分というのはどの辺の予算書に出てくるのですか。

○教育長（成田昭彦君） ここでいっている20節の扶助費、その中で学校給食費というのはそういうことなのです。個々の準要保護に認定している児童生徒に対して補助をしているわけでございます。それは、直接渡さないで、給食センターの会計のほうに入るという形になってございます。

○4番（本間鉄男君） 支出がそういうふうに給食センターに行くという部分ではわかりました。ただ、それを全部100%助成するというのはいかがなものかなという思いはあります。

次に、173ページの教育振興ということで、中体連の参加助成金とかと書いています。この中で、昨年例えば全道に子供柔道少年団とか、これは中学校のほうですか、これが柔道入っていると思うのですけれども、1つ確認なのですけれども、そういう場合に引率の人、学校の先生以外に指導している人方いますよね、そういう人方の引率もこの中で認めてということをや昨年質問して、そういうふうに出しますということだったのですけれども、それを確認したいと思います。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○4番（本間鉄男君） それと、今柔道の話ちょっと出したので、柔道が中学校で始まりますよね。そうすると、この柔道を武道館で行うという話が出ています。そうしたら、武道館が来年以降ですか、結局は資料館にかわっていきますよね。

（「違う、高校の武道館」と呼ぶ者あり）

○4番（本間鉄男君） 高校の武道館なのですか。では、武道館は今のまんまで中学校の授業、それから子供たちの柔道もそのまんまそこで行えるという確認ですけれども、いいですか。

○6番（高野俊和君） 初めに、163ページの、毎年申し上げますけれども、古平町教育研究会文集ふるびら作成補助金なのですけれども、毎年古平の文集が出ていると思いますけれども、二、三年前に教育長にできたら欲しいという話はしていたのですけれども、去年はあったかどうかちょっとあれなのですけれども、去年はどうでした、もらいましたか。

（何事か言う者あり）

○6番（高野俊和君） もらっていないですよ。おとしなのです。それで、去年のは多分目を通さなかったのだらうと思いますけれども、去年何か目立った作品はありましたか。

○教育長（成田昭彦君） 部数に余分があれば議員さんたちにもぜひ目を通していただきたいのですけれども、今懸念されるのはなれ合いの形がだんだん見えてきているというのが今あるのです。当然先生方作文指導するわけでございますけれども、その辺私が読んで、もっと自分の意見、感情を持った作文が欲しいなという感じで私には見えています。

○6番（高野俊和君） それで、ちょっと話が拡大しますけれども、中学校は北後志、後志大会へと進む弁論大会をやっていると思うのですけれども、この文集なども大会に出場する人たちの選抜の基準にはなるのではないかと思いますけれども、それはありますか。

○教育長（成田昭彦君） 今回文集ふるびらに私のあいさつ文載るのですけれども、その中で過去のもずっと読んだのですけれども、過去のを読んでもすばらしいなと思うのです。本当に文才があるなと思いました。中文連の弁論大会の北後志予選というのがあるのですけれども、それに関しては学校祭の中で各学年の代表2名が参加して予選会を行います。その中から選ばれた2名が北後志大会に進むという格好になっていますので、文集ふるびらですとか、そういったものに出したものについては関係ございません。

○6番（高野俊和君） 4年ぐらい前にたまたま北後志の大会が古平町であったときに審査する機会があったのですけれども、私が思っていたよりかなりレベルが高いのだなという感じがしました。残念ながら古平の生徒は予選通過できなくて、北後志には出れませんでしたけれども、そこそこはいていたなという感じがしましたので、今携帯時代でなかなか人と対面して話をする機会、そういう機会がありませんので、ぜひ多くの子供たちにこういう機会に参加をするように教育委員会のほうでも呼びかけてもらえば大変いいのではないかと思いますけれども、教育長、どうでしょう。

○教育長（成田昭彦君） ことしは旭中学校で北後志の予選会あったのですけれども、私も聞きに行ったのですけれども、レベルが高かったです。後志大会に行った東中、それから旭中の生徒が上位入賞したのですけれども、それとうちの子供たち2人、2年生が出たのですけれども、内容はすばらしかったのですけれども、時間オーバーしてしまって、そういうのもあったものですから、24年度はそういった面で期待できるのかなと。それと、気づいたことは、旭中へ行って、聞いている生徒たちのマナーのよさにまず驚きました。礼儀正しい。そういったものを帰ってきて早速校長先生と話しして、今後学ばせたいなということでやってございます。ぜひぜひこれからもそういった予選会を活発な形でやっていけるような状況をつくっていきたいと思っております。

○6番(高野俊和君) 私もそれは思いました。余りおじげづかないで堂々と話をするなという感じはしましたけれども、ぜひきちんと話しできる人間づくりをこれからもお願いしたいと思います。答弁要りません。

次に、167、171、小学校、中学校ともにスキーのリフト代が出ておりますけれども、今年度はスキー授業は年1回の予定でしょうか。

○教育次長(村上 豊君) スキー授業でございますけれども、この裏山で3時間程度やって、仁木で2回、そしてキロロで1回、小学校やっています。

○6番(高野俊和君) 体育連盟の参加団体にスキー連盟がありますけれども、スキー連盟が年に1回ぐらいは指導できるときには小中学生に指導してもいいということで、補助も出しております。実際問題スキー連盟に体育連盟として補助も出しておりますけれども、スキー連盟の人たちは昨年あたり指導に来ておりますでしょうか。

○教育長(成田昭彦君) 学校とは別に教育委員会主催で1回、それから体連のスキー連盟で1回という形で、それにはスキー連盟の指導員がついていっております。そのほかには、小学校の場合ですと学校支援ボランティアとしてスキー連盟の指導員が一緒についていて、指導してもらっているという形はとっております。

○6番(高野俊和君) せっかく体育連盟の参加団体にスキー連盟ありますので、スキー連盟自体の行事というのは今は余りやっていないようでありますので、ぜひ子供たちの指導にはスキー連盟にもぜひ活動していただきたいというふうに思っております。答弁要りません。

終わります。

○2番(岩間修身君) 165ページの光熱水費1,244万1,000円、オール電化になると思うのですが、今までの小学校の光熱費と比較してどのぐらい多くなるのでしょうか。

○教育次長(村上 豊君) 今年の光熱費と比較しまして、差額は約500万程度です。

○2番(岩間修身君) それと、オール電化になって例えば停電とかなった場合の対処、この間ちょっと教育長の答弁ありましたけれども、もう一度伺わせてください。

○教育長(成田昭彦君) 差額今500万と言っていましたけれども、今回給食センターと小学校一緒の形の光熱水費ということで、今まで分けていましたけれども、この算出につきまして電北側からいただいているのでは今までと変わらない850万くらいなのですけれども、私どもで泊中学校を参考にして入れましたら、やはり1年目というのは非常にかかるのです。2年目、20年度、21年度にしますと翌年は減るのですけれども、そういった面で今回の算出というのは北電で見ているこれくらいの規模の1.3倍、3割くらい割り増ししていますので500万というような大きな増になってございますけれども、実質的に稼働するようになったら今までくらいで終わるのかなという感じで考えております。それから、停電時でございますけれども、そういった場合は長くなるようであれば発電機等を利用しますので、それに対応できるという形になっておりますので、給食の部分についてもそういった面倒なことはないというふうに考えております。

○2番(岩間修身君) 施設が新しくなって管理費がすごくかかるのでないかなと思いましたがけれども、それほどでもないのですね。

次に、13節のエレベーター保守点検業務委託料とありますが、これは給食センターのエレベーターだと思うのですが、年に何回で68万かかるのでしょうか。

○教育次長（村上 豊君） 目視点検なのですけれども、これは人の乗るエレベーターなのです。その月1回ずつの点検ということで68万を計上しております。

○2番（岩間修身君） 人の乗るエレベーター、そっちですか、済みません。

それと、169ページに落成記念式典のこと書いてありますが、落成式というのはいつごろやるのでしょうか。

○教育次長（村上 豊君） 11月の17日でございます。

○2番（岩間修身君） 古平中学校の落成式のときは物すごくお金かかったわけですが、1,000万。それで、小学校の落成式百七十何万ぐらいでおさまるのですけれども、例えば古平町の各企業だとか、そういうところから落成式の寄附とかそういうのは募る予定があるのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 確かに中学校のときは、ただ、今は時代が時代ですので、そういったことは考えていません。落成記念式典も小学校だけで終わらせて、その後ただ、弁当というのですか、そういうものを持ち帰っていただく、その程度で考えております。

○2番（岩間修身君） 中学校のときに寄附集めるのに非常に苦労して、物すごいお金を集めた経緯がありましたので、今の時代そういうことでいいのではないとは思っておりましたけれども、いずれにしろ新しい校舎になりまして、例えば見学に来る方も多々あると思いますので、先生初め、子供たちにも先ほど言われました礼儀作法等をこれからも教育していただいて、古平小学校の生徒はいい生徒だと言われるような学校にしていきたいと思っております。答弁いいです。

以上でございます。

○3番（中村光広君） 167ページ、備品購入費の図書購入費、これは小学校の図書購入費が35万、171ページ中学校の部分で図書の購入費というのが見当たらないのですが、備品購入費の中に含まれているのでしょうか。

○教育次長（村上 豊君） 教材備品のほうに20万含まれております。171ページ。

○3番（中村光広君） それと、177ページですが、ここの1番目に備品購入費で図書室用図書購入費というのがありますが、これは文化会館の図書室の図書の購入費でしょうか。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○3番（中村光広君） 文化会館のほうの図書室の利用状況、小学生、中学生あるいは一般の方たちの利用状況等わかれば教えていただきたいのですが。

○教育次長（村上 豊君） 子供と大人と分けてございませぬので全体で、23年度なのですけれども、2月まで139件で349冊を借りております。そのほか、B & Gのほうで20件で33冊、計159件で381冊でございます。

○3番（中村光広君） 小学校にも図書室あります。中学校にもございます。文化会館にもございます。小学生、中学生が文化会館、B & Gとかで借りるということは、小学校、中学校のほうに置いていない本というものを借りに来ているのか、小中学校に置いていないものを借りに来ているのかどうか、そこをお知らせください。

○教育次長（村上 豊君） 小学校の児童の場合、スクールバス等を待っている間にそこを利用するような形でございますので、小学校と似通ったものもでございます。

○3番（中村光広君） 小学校、中学校の図書、それと文化会館の図書ですが、図書を本年度例えば購入するに当たって、どういった本を購入するとかという、その選定、どのような選定をなさっているのか教えてください。

○教育次長（村上 豊君） 文化会館の図書の場合は、リクエストというふうな形で、そのようなリクエストカードを参考にして図書を購入しております。小学校、中学校のほうは、先生のところで学校のほうに行って児童なり生徒なりからの希望のあった本を購入するような形をとっています。

○3番（中村光広君） リクエストの方法なのですけれども、町内に住まわれている方たち皆さんにリクエストをとって、例えばことしこういう新刊が出ましたよとか、今こういったのが読まれていますよと、そういった新しい部類の本、そういったものもそろえていただきたいと思うのですが、その点いかがお考えでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 23年度文化会館リニューアルいたしました。それで、2月の末に400冊近い新しい本が入ってございます。それを努めて宣伝、町内回覧するように指示してございます。私の執行方針の中で申し上げましたように、読書活動には力を入れていきたいと思っておりますので、文化会館の図書室に読書の登録制度というのを設けているのですけれども、今260名くらいおりますけれども、これがだんだん利用が減ってきている状況でございますので、その辺今回も新しくリニューアルした感じや新しい本入ったということを宣伝しながら、もっともっと読書活動の普及に努めてまいりたいと思っております。

○3番（中村光広君） そのとおりだと思います。読書するということは、非常に子供たちにとっても大切ですし、僕たち大人にとっても大変興味のあることであります。読書活動が行われていくように、新しいもの、新刊等を入れていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○5番（堀 清君） 165ページの賃金のところなのですけれども、臨時の清掃員の賃金なのですけれども、旧学校のときと同様な金額を予算しているのですけれども、新しい学校になってもそのものが必要ということなのですか。

○教育次長（村上 豊君） 臨時清掃賃金でございますけれども、主にトイレの清掃でございます。

○5番（堀 清君） トイレということなののですけれども、中学校だとかそういったところは生徒がやっているということなのですか。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりでございます。

○7番（木村輔宏君） 169ページ、先ほど岩間委員からもお話ありましたけれども、落成記念です。同じようなこと言っていましたので、確認したいのですけれども、いろんな式典のときは必ずいろんな方々を招待したりする場面が多いのですけれども、今回は小学生と職員ということで、いろんな方々から聞かれるので、確認したいのですけれども。

○教育長（成田昭彦君） 町内の教育関係者とか、そういったことでは考えておりません。メーン

としては小学生がこれから式典の中で何か催しをやりたいということを学校でも考えているようですので、その辺の煮詰め方についてはこれから町部局とも相談しながら、招待者の範囲をどうするのかということは決めてまいりたいと思っております。

○7番（木村輔宏君） ちょっとやばな話かもしれない。それ会費制でやるの、それとも招待制でやるのですか。

○教育長（成田昭彦君） 会費制というのは考えていません。あくまでも招待ということで考えています。

○7番（木村輔宏君） 173ページの学校振興費なのですけれども、私が町会議員になって十数年たちますけれども、その当時から地元の食品を使ってくださいとずっと言ってきました、その後堀委員さんも随分それをずっとお話ししてきました、ことしからそういう形になるということなのですけれども、それはやっぱり子供のためにもすばらしいことだなと思っているのですけれども、これについては教育長大変努力していただいたなと思っています。ただ、もう一つ聞きたいのは、米は米といたしまして、例えば地元で魚とか芋とかもろもろあるわけですから、これはどの程度のパーセンテージで利用していくという、給食の関係もありますので、全般的に全部使うというわけにいかないけれども、どんな形でやっていくという考えをお持ちですか。

○教育長（成田昭彦君） 確かに今まで大体町のものというのは主食、副食入れて5%に満たないくらいしか使用していませんでした。農協のほうは半年分しか納入できないということなのです。これはこれでやむを得ないことだなという形で考えております。保管との関係もございますので、玄米のまま保管しておいて、それを必要なとき農協のほうで小学校のほうにやるという形なものですから、半年で大体20キロくらい。農家、生産者、農協に行った話の中ではそれは無理だという形で、漁業部分もホッケですとかそういったものは提供できる方向にありますということなので、その辺も今大前提にあるのは給食費を値上げしないでやるという方向で考えていますので、その中で採算が合うのであれば、そういった農家のジャガイモ、今若干ですけれども、農家から入っているのですけれども、これも値段が合えばどんどん取り入れていきたいと、そういうふうに思っています。

○7番（木村輔宏君） 地元のものを食べさせるというのはすばらしいことだと思うのです。というのは、ちょっと違う形ですけれども、福祉会の夕風、あそこにお年寄りが入っているのですけれども、あの方々がすしニシンとか、それからニシン漬けとか、地元のことを結構楽しんでつくっているのです。そういうことを考えれば、学校の給食というものでいけば、ちょっと極端な話かもしれませんが、地元のもの使うと何十年たっても小学校でこういうものを食べさせたというものがすごく頭の中に残ると思うので、ますますこれからも頑張ってくださいというものを使っていただきたいなと思います。

次に、175ページの不登校支援相談員報酬ということなのですけれども、報酬は別にいたしまして、不登校の生徒って何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○教育次長（村上 豊君） 現在のところ不登校の生徒、児童はございません。

○7番（木村輔宏君） ということは、現在ははいないけれども、そういうものがあればということ

なのでしょうけれども、とすれば不登校の相談員については、ちょっと計算すると15万ということが出ると思うのです。とすれば、この方はもし不登校の生徒がいない場合はどんな形でもって活躍をしていただけるかという。

○教育次長（村上 豊君） 今生涯学習アドバイザーを財政措置として名前を相談員というふうな形にしているものですから、アドバイザーの職務と同じでございます。

○8番（真貝政昭君） 163ページになります。事務局費の負担金補助及び交付金なのですけれども、奨学金補助金が計上されておりますので、これについて説明をお願いします。

○教育次長（村上 豊君） 現在奨学金受けているのは2名でございます。5名を限度にして予算を組んでおります。ある程度の学力のあるお子さんを人選して、そういう方を決めて助成しております。

○8番（真貝政昭君） これは古平高校の生徒が対象でなかったのかなというのがあったものですから、その関係もしたいのですけれども、閉校になりましたけれども、続行されているのかどうか。対象者は1校に限らず高校生全体を対象とするものだと、その確認ですが。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりです。1校とは限らず、公立、私立も対象になっています。

○8番（真貝政昭君） 基準はという基準でしたか。

○教育長（成田昭彦君） これは、もともと低所得者世帯で意思があって、公立、私立問わずに、行きたくても、ああいう者を救ってあげるという形で、たしかふるさと創生資金があったときにそういった形の積み立てで実施していくという奨学金制度委員会というのがございます。中学校のほうから高校に進むのに、ある程度の学力あって、生活、世帯を考慮しながら、そういった中で決めていくという、そういうことでございます。月額5,000円の12カ月です。そういった形で助成しているという制度で、今2件、公立1名、私立1名だったと思いますけれども、そちらのほうに助成してございます。

○8番（真貝政昭君） 予算からすると月額5,000円ですよ、それで今思い出したのですけれども、Gランク以上という基準があったような気もするのですけれども、その確認と、それから高校生授業料が無償化になっていましたよね、新たな段階においてこの性格がちょっと変わってきたと思うのですけれども、どういう位置づけを考えたらいいのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 昨年から高校の授業料無償化していますけれども、授業料に限らずに、例えば今助成している形であると旭川の方というのも出てきます、対象になってきます。中学校卒業する時点でそういった中、1年間なののですけれども、それを保持することによって2年、3年、卒業まで続くものですから、授業料に限らず、そういったものに充当していただくという形で助成をしてございます。

○8番（真貝政昭君） 高校生の奨学資金の援助の仕方、古平町でやっているやり方と、かつて古平信金でもやっていたと思うのですけれども、北海信金に合併になって、あの制度はどういうふうになっているのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 育英会の関係ですけれども、古平信金時代もなかったのではないかなと思うのですけれども、たしかあれには教育長も委員として入っていたはずですから、私になってか

らはあれですけれども、それを受けていませんので、今はないと思います。

○8番（真貝政昭君） 古平の地元の銀行ではなくなったというのはわかりますけれども、北海信金そのものはそういう事業活動はしていないのですね。それと、紅志高校にまとめられて、通学支援が1万円超える分について、1万3,000円でしたか、1万円でしたか、補助することになって、延長もあり得るのではないかという教育長の答弁でしたよね。始まって、あと5年間という制限がありましたけれども、その5年間からすればあと何年ということになりましょうか。それと、対象は紅志高校生のみということだったのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） ことし紅志高校へ入学する生徒は、卒業するまでの期間ということでございます。紅志高校だけではないです、今の卒業生。

○8番（真貝政昭君） 今の説明は、あと何年続くかということはあと3年間続くということと、受けている方は今の紅志高校の2年生、3年生も受けているという、そういう答弁でしたか。

○教育長（成田昭彦君） 入学募集停止したときからということでございます。ですから、おとしからという形になります。ですから、5年間という形になるかと思えます。

○8番（真貝政昭君） 私が言ったのと同じことです。わかりました。

その下の文集の件なのですけれども、これは毎年上程されているものですよ。

○教育長（成田昭彦君） ことしでちょうど記念の40回目発行することができました。真貝さんの息子さんも文集に載ったのがあると思うのですけれども。

○8番（真貝政昭君） あなたも同じですね。

次です。鑑賞料が計上されております。167ページに、これは小学校費です、11万円。中学校のほうにはないのです。それで、社会教育のほうで177ページに130万円計上されています。説明をお願いします。

○教育次長（村上 豊君） 小学校のほうなのですけれども、演劇鑑賞ということで1人1,000円ということで、全児童数の予算を計上しております。生涯学習のほうなのですけれども、宮崎監督の「千と千尋の神隠し」ですか、その主題歌を作詞された方の木村弓さん、ピアニストとチェロと歌う方の演奏会でございます。

○8番（真貝政昭君） 小学生1人1,000円の全校生徒対象なのでしょう。それで、小学校にお呼びになるのですか。そのことしの具体的な内容について説明をお願いしたいのと、それから「千と千尋の神隠し」で歌われた方の生の演奏をやられるということなのですか、具体的にどの時期だとか、どこの場所だとか、そういうのを説明していただければ。

○教育次長（村上 豊君） 小学校のほうですけれども、小学校のほうにそれぞれ来ますので、学校のほうで決めると思います。今のうちのほうの生涯学習のコンサートのほうなのですけれども、文化会館で一応8月か9月という形で予定しております。

○8番（真貝政昭君） 文化会館は音響的にはひどく悪いホールなので、むしろ中学校か小学校かどちらか、専門の方に見てもらって、たしか少ない人数でやられる演奏会でないかと思うのですけれども、そこら辺は検討の余地があるのではないのでしょうか。小学校の落成式典やるということなのですか、ホールではないけれども、こけら落としというのがありますよね、小学校のホー

ルで演奏会をやったらどうい感じかなという興味もあるのです。大体全面ガラス張りみたいところでやられるのですけれども、小学校は音響的にはまずい体育館でないかという気もしているのですけれども、小中双方検討したほうがいいのではないかというふうに思うのですけれども、その辺の検討の余地はあるのですか。

**○教育長（成田昭彦君）** この芸術鑑賞の実施については、文化財団のほうと連絡とってやるわけでございますけれども、この方たちが事前に現場見に来ます。音響等もやってテストして、体育館で大丈夫ですということであれば大丈夫ですということで行いますので、昨年 Junko & Cheep も来たのですけれども、それも事前に何カ月前に来て、ここの会場どうですかということでは会場を下調べしていますので、それで進めていきますので、もしこちらのほうでだめだということであれば、小学校、中学校を提供してもぜひ古平の町民にこういったすばらしい芸術鑑賞をさせたいと思っていますので、やっていきたいと思っています。小学校もずっとそういった音楽演奏、たまたまおとしですかね、札響等も来ていただいたこともありますので、その辺これから話しして、自衛隊等で来てやってもらえるのであれば、道警等と話が合うのであれば、やりたいということでは進めております。それから、国際交流のほうとも話しして、5月にインドネシアのほうから国際交流親善で来るのですけれども、舞踊とかそういったものをやりたいということあるものですから、そちらのほうを小学校に話しして、5月18日に実施する予定で今進めているところでございます。

**○8番（真貝政昭君）** せつかくのめでたい年になりますので、子供たちに本物を見せてあげられるような企画をぜひともどんどん取り入れていってほしいなと思います。

次に、169ページですけれども、用地購入があります。予算説明資料でいえば60ページ、この場所を購入する予定なのですけれども、小学校の低学年用の授業用スロープということで購入するのですけれども、このわきの道路なのですけれども、購入予定の土地のわきの道路なのですけれども、町道です。町道は、ことしの予算を見ると現況のまま利用するものとして理解しているのですけれども、そのとおりですか。

**○建設水道課長（藤田克禎君）** この道路に関しましては町道清丘1号線と申しまして、来年度施工する予定でございますが、このスロープ横まで、用地購入の横までは改良しない予定で、現道の状態のまま残す予定でございます。

**○8番（真貝政昭君）** そうしたら、教育長、伺いますけれども、授業用スロープとしては町道を活用するというのではなくて、新たに購入するこの用地、このスロープを使って授業をするというふうに認識してよろしいでしょうか。町道と購入する予定の用地が落差がありますので、そう思ったのですけれども。

**○教育長（成田昭彦君）** いずれにしても、ここは冬等については通行どめになりますので、この道路も活用した中で一体として考えております。

**○8番（真貝政昭君）** ついでに伺いますけれども、本陣につながる水道本管の工事が施工されていきますけれども、道路に沿って本管布設されていくと思うのですけれども、管理を含めて冬期間の本陣から小学校に至る道路、今までは除雪されないで通行どめになってきたのですけれども、本

管の管理上、それから防災上も本管を布設する目的と同様冬場に除雪の必要性が出てくるのではないかというふうに考えているのですけれども。

○建設水道課長（藤田克禎君） 水道管の管理に関しましては、ある程度雪が積もっても大丈夫な状況でございます。というのは、雪が積もることによって凍結深度が増していきますから、水道管に関しましては凍結で傷むということはないかと思えます。それと、防災上の道路の除雪の件でございますが、来年度この工事が終わった段階で除雪する場所についてはグラウンドの入り口、今現在使われている上のほうのグラウンドの入り口ぐらいまで除雪する予定でございます。それから、避難者が歩いて行けるような状態までなるかと思えますので、その辺は支障ないかというふうに感じております。

○8番（真貝政昭君） 防災上は、冬場安心して高台に避難できるという道が示されそうで安心しました。

次にいきます。学校の関係で続けて聞きますけれども、183ページに多目的運動広場の予算が計上されています。それで、説明資料では62ページになりますけれども、2億6,200万の概略の内訳なのですが、今まで折に触れ町長がさわっていたようにも思うのですけれども、改めて確認なのですけれども、多分新たに造成される工事と、それからその前段の小学校解体工事の2つに分けられると思うのですけれども、それぞれのおよその概算、この2億6,200万の内訳をお聞きしたいのですけれども。

○建設水道課長（藤田克禎君） 大変申しわけございません。手元に資料を持ってきてはいませんので、概略でよろしいでしょうか。解体工事の部分が1億3,000万、多目的運動広場のほうが1億3,200万、後で金額のはっきりした部分はお示しできるかと思えます。

○8番（真貝政昭君） 町長、この工事の発注の仕方なのですけれども、一括で発注する予定なのでしょうか。

○町長（本間順司君） 当初のほうは、温泉の解体と同じで底地があるものですから、一体でないとまずいだろうなということで考えておりましたけれども、いろんな仕事を業者にやってもらいたいという関係もございまして、分割発注ができるのであればして、ある程度ばらした形で発注したいなど、そういうふうに考えています。

○8番（真貝政昭君） その発注の仕方、方法はいろいろあって、今のであれば一定理解はできるのですけれども、一括で発注した場合、それから分割で発注した場合、分割でやったほうが積算の段階で費用がかさむというようなとらえ方ができるのではないかと思ったものですから、どれくらい違うのか、例えば仮設の問題とか、それから一括で発注した場合経費の問題で、1社でそれぞれ入札に参加するにしても、費用の面ありますよね。1社でやった場合と分割でやった場合、ちょっと無駄が出るような気がするのですけれども、そこら辺の無駄、経費の節減ということからすれば無駄ですね、どれくらいあるのでしょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 分割発注した場合、一括発注した場合の費用につきましては、その工事、工事によって違いますので、今一概にお答えできるものではございません。ただ、小学校の解体工事につきましては、今私どもの考えとしまして2工区で考えてございます。2工区で考え

ている理由につきましては、競争させて、ある程度早目に終わらすということでご考えてございますので、この点において2工区のほうが有利かなということでごございます。費用につきましては、2工区分けたのですけれども、分割ということではなく、一括の諸経費の案分で計算してございますので、費用の諸経費に係る差はございませんというふうにご考えております。小学校通り線、または清川1号線に関しましては一括で、路線では一本でというふうにご考えております。

以上です。

○委員長（鶴谷啓一君） 真貝委員、また大分ありますか。

○8番（真貝政昭君） あります。

○委員長（鶴谷啓一君） それでは、質疑途中でございますけれども、ここで11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時21分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

教育費、質疑を続けます。

○8番（真貝政昭君） 課長今説明されていた2工区に分けるというあれなのですけれども、多目的広場整備工事のこれを2工区に分けるという説明だったのですか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 多目的運動公園広場のほうではなく、解体工事のほうを2工区に分けて施工するというごことでごございます。それで、先ほど私のほうから今資料がないので、はっきりしたことは申せませんと言いました工事費のごことでごございますが、解体工事につきましては1億2,900万、多目的運動広場のほうにつきましては1億3,300万円でごございます。

○8番（真貝政昭君） ちなみに、この小学校の関連で予定される工事なののですけれども、入札の予定はある程度決めているのですか、時期です。

○建設水道課長（藤田克禎君） まだその辺の日にははっきりしませんが、早目に4月の中旬、20日ぐらいまでの間に入札しようかなというふうにご考えてございます。

○8番（真貝政昭君） 教育長、臨時職員を入れて図書の実態、いろいろと分類だとか作業に当たらせてきたと思うのですけれども、結構時間を要してやって、会館の図書室も整備されて、ある程度落ちついたような状況です。それで、結論といいますか、どのような内容に分類されたとか、そういうような報告できるような状態にはもう落ちついたのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 改修終わりました、新蔵書も終わりました、図書室の中で読めるような形にして、今まで町史編さん室と一緒にしたものですから、それが別々になって図書室専用という形になりましたので、この2月25日で新しく入れる本もそろいました。これから町民に、こういう形でリニューアルして、お知らせいたしますということをお呼びかけるような状態にはなっております。

○8番（真貝政昭君） 先ほど貸し出しの実態の説明を受けたのですけれども、極めて少ない状況

ですよね。従来のあり方ではなかなか一般町民も魅力を感じない状況が続くと思うので、人的に図書司書を置くだとか、何らかの新しい活動をやらなければ利用がこのままの状態ではじり貧でいくような、せつかく工事をやったのにそういうような状態が続くのが予想されるのですけれども、何か企画は考えていらっしゃるのでしょうか、予算にはのっていないのかもしれませんが。

**○教育長（成田昭彦君）** 今本当に町民には申しわけないのですけれども、手間暇省いて、社会教育のほうでB&Gから来て整理整頓したりなんかという形で進めて、そういう面で町民に迷惑かけているのかなという気してございます。小学校、中学校のほうの今回の学習指導要領の改訂で学校の図書館に司書を交付税措置で見られるような形も聞いております。そういったものもこれから勉強しながら、置けるものであれば置いて、学校だけでない原課でもそういった町民の読書活動の推進は図っていきたいと思っております。

**○8番（真貝政昭君）** そういう専門職を模索してみるというのは筋かなという気がするのです。

それで、次に移ります。181ページのB&Gのプール改修の件ですけれども、具体的に今の実態と、それからどのように改修されるかということなのですけれども、数字を当てにして利用期間、利用時間帯を狭めてきたのですけれども、狭めれば狭めるほど利用者数が減るといふ泥沼にはまってしまうのですけれども、他町村のプールの施設を見ますと、採暖室という考え方で、小樽高島小学校のプールだとか、それから積丹町は井戸水でやっているものですから、特別採暖、簡便なものなのかもしれませんけれども、そういうものを設置するなどして利便を図っているようなのですけれども、ことし予定されている工事、それからそれがどのような内容になるのか説明をお願いします。

**○教育次長（村上 豊君）** 説明書の61ページをお開きください。2の事業内容に書いてあるのですけれども、プールの改修工事といたしましてプールの防水シートの改修、水中歩行専用コース新設2コース、プールの機械設備一式でございます。

**○8番（真貝政昭君）** そうしたら伺いますけれども、プール防水シートというのは屋根のことでしょうか。それから、水中歩行専用コース新設というふうに書かれているのですけれども、今まではグラウンド側のほうに底上げと伺いますか、小さい子供が遊べるような設備を設置していたのですけれども、ああいう形式のものがふえるということなのですか。ちょっとそこら辺を具体的に説明してもらわないとイメージとしてわからないものですから、伺います。

**○教育次長（村上 豊君）** 水中歩行専用コースでございます。それはB&G側のほうにウレタンマット、下にマットを敷いて、プールウォーキングするのに滑らないような状況で、若干の凹凸あるのをプールの底に敷くということです、2コース。それと、防水シートでございますが、これはプール自体に防水を張るということです。既に今使用しているものはもうかなり老朽化していますから、そのものが剥離して若干浮いているような状況なものですから、それでその防水シートを改修すると。

**○8番（真貝政昭君）** 以前高齢の女性の方から、歩行するにしても浅いプールでも深いということで、底上げしてくれないかというような要望が来たのですけれども、それを解消するような厚さのものではないということですよ。それと、防水シートの件なのですけれども、基本的に今のプールはステンレス製でなかったかと思うのですけれども、それに塗装をしているような状況だと思

ったのですけれども、それではなくて、新たなものを地の水槽に張りつけるということなのでしょうか。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりでございます。

（「2つともでしょうか」と呼ぶ者あり）

○教育次長（村上 豊君） かさ上げはしません。

○8番（真貝政昭君） そうしたら、質問したのに答えていない部分があったのですけれども、下のほうのプール機械設備の詳細の中で温風暖房機というのがあるのですけれども、これは現在の空中に配管されている温風暖房ですか、あれを改修するということの内容なのですか、基本的に今の状態の設備をリニューアルされるという内容の工事がことし予定されているということですか。

○教育次長（村上 豊君） そのとおりで、老朽化しているものですから、そのことで暖房機を取りかえるということでございます。

○8番（真貝政昭君） 教育長に伺います。学力では競争も大事だというふうにおっしゃっているのですけれども、プールの利用では夏場B&Gの職員の皆さんが講師になって小学生を指導して、級制度で資格を取らせて関心を持たせるようにしていますよね。それで、小中学生の教育の中で大会ありますよね、これの参加、プールのある古平から参加者がいないのが続いている。それから、スキーでは体連が指導して、たしかプールと似たようなやり方で子供たちを指導していたというのがありましたけれども、それがなくなって、そして冬のそういう大会にも参加していない。基礎がまだないわけです。これは、去年も同じような状況だったのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） 私今一番頭悩ませているのがそれなのですけれども、競泳に参加することの指導者もないということで、これは学校にも、また野球少年団にも呼びかけて、何とか競泳、正直申しますと、積丹のほうでそういった温水設備ないものですから、9月、それから5月ですか、積丹の児童が来て、スイミングが来て古平を利用しているという状況なのです。これを何とかうちでも競泳ができる形できないのかということをやっているのですけれども、いかんせんやりたいという子供が出てこない、また指導者もないという現状で、これは何とか時間かけても競泳というのをやっていきたいなと思っております。

○8番（真貝政昭君） そうは言うのだけれども、毎年そう言い続けて参加できないところが失敗し続きというところだと思うのです。数年前ですけれども、アドバイザーの其田先生が小学校の校長先生だったときに、親の希望は水泳を習わせたいという親が大変多いという状態だったのです。それをうまく町側が解決できていないというところが問題があって、そして今日に至っているという状況なので、スキーのほうもそうですけれども、大会に人並みに参加できるようにするために教育委員会は力量を問われていると、そういうふうに思っているのです。ぜひ頑張ってください。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款職員給与費、15款予備費、186ページから195ページまで一括質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鶴谷啓一君) ないようですので、これで一般会計歳出の質疑を終わります。

それでは次に、一般会計歳入の質疑を行いたいと思います。

20ページ、1款町税から39ページ、5款株式等譲渡所得割交付金までの質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番(本間鉄男君) 町税の収入見込みということでお伺いしたいのですけれども、27ページの中に土地、家屋、償却というようなことで税率が1.4という税率になっていますよね、これをたしか何年か前に変わって0.3から1.4になったのではないかなと思うのですけれども、その辺ちょっと説明願いたいと思います。

○財政課長(本間好晴君) 固定資産税の税率の質問だと思いますが、1.4%につきましては変えてございません。

○4番(本間鉄男君) 平成22年か21年あたりに、前に予算書だったか決算書に表がありまして、それをちょっと対比してみたら、たしか計算の仕方で0.3だったのが1.4というこの数字が変わっていたと思うのです。それでもって、かなり算定基礎の部分、これがふえたという、金額的に毎年減っていたのがふえたというような印象があるのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○財政課長(本間好晴君) 今の1.4と0.3という発言ございましたけれども、1.4というのが固定資産税の税率でございます。それから、0.3というのは40ページにあります都市計画税の税率が0.3でございます。

○4番(本間鉄男君) 毎年収入が落ちてきている状況なので、固定資産税だとかそういうあれなのですけれども、北海道のどこの市でしたか、都市計画税を廃止しようと、都市計画法廃止というような話で、税収が落ち込むのだけれども、逆に言って都市計画の縛りがなくなるというようなことで、古平町も昔の大火、その後の関係で都市計画というものをつくって、それでもってずっと何十年もきたのですけれども、そのときに基本的には例えば上水道、これなんか都市計画という中で、人口もある程度あったから上水にして、今簡易水道という形にしているのですけれども、都市計画税もちろんかける話になりますけれども、都市計画をやめる、やめない、その中で古平町の税収というのはかなり落ち込みますか。

○財政課長(本間好晴君) 予算書の30ページをごらんください。24年度の都市計画税の調定の基礎とそれに徴収率を掛けた24年度の都市計画税の収入の積算資料であります。端的に申し上げますと、収入で1,399万円を見通してございます。都市計画税を廃止となると、これだけ減収になるということでございます。

○4番(本間鉄男君) 減収的にはこの金額が出てくるのですね。それによって例えば古平町の事業の仕方というのは、やはりかなり変わってくるということがあるのでしょうか。

○財政課長(本間好晴君) 都市計画税は、都市計画事業を整備する、その財源として賦課してございます目的税でございます。これがなくなれば、都市計画の事業ができなくなるかということのご質問かとは思いますが、都市計画で今やっている事業というのは、今のところありません。今までやってきた事業の維持管理、あるいは起債の償還、そういったものに都市計画税を充てていると

いうことをございます。ただ、これがなくなるといことになると、そういった維持管理費の節約といひますか、そういうこととも考えていかなければならないと思ひますし、これからの都市計画づくりにも当然影響してくると思ひます。

○4番(本間鉄男君) 今都市計画が現段階でないと、それでもって過去の償還だとかそういうものがあると。そうしたら、結局そういう事業が出てこないのであれば、町民からすれば都市計画税も必要ないのではないかとこの考え方が持たれると思ひますのですけれども、その辺どうなのでしょう。

○財政課長(本間好晴君) そういった議論から中富良野町か上富良野町で廃止すると、1年置いてから廃止するとい経過でございすが、この目的税のほかに客体として同じようなもので固定資産税といものが税制上はあります。それから、都市計画税、それからもう一つは受益者負担金制度がございす。都市計画事業の一定の受益者から負担金を徴収するといこととて、例えば下水道でいえば負担金で受益者負担がそういうふう課せられているとい、そういう観点から、法律学者の中でも、やはり二重課税ではないかといような見解をしている方もいられます。ただ、政府としてはそれぞれ趣旨が違ふといこととて、二重課税ではないといこととて、そういうこととて判断、見直しもしないでそのままやっているところもございす。そういう議論の経過はございす。それが古平町でどうすべきかといことについては、私どものほうでは今後検討といこととて考えております。

○8番(真貝政昭君) 24ページ、25ページの個人町民税の現年課税分なのですけれども、平成23年、予算計上算定基礎の部分です。23年度の町民税1億一千百幾ら、それから収入額、収納率と書いていすけれども、これは決算見込みといこととてしょうか。

○財政課長(本間好晴君) 25ページ、23年度の欄でございすが、これは23年度の当初予算で見込んだ金額あるいは収納率でございす。ですから、上段の町税といのは全体、款の町税の全体の収納率でございまして、その下に個人町民税では85.4とか、それぞれの税目によって率が違ふてございす。

○8番(真貝政昭君) 決算見込みとしては、個人町民税に限って聞いているのですけれども、予算では調定額がこのようになっているのですけれども、実際に動いていすけれども、調定額はどのように数字が違ふたのでしょうか。

○財政課長(本間好晴君) 説明資料の73ページをごらんください。下段の表がございすが、22年までが実績でございす。今質問ありました個人町民税の23年度の見込額、これは収入の調定がありまして、収納されるとい見込みでございす。これで7,601万2,000円でございす。調定額は幾らかとい質問ございしましたが、調定額は現年度が7,632万9,000円でございす。これが現年度分の調定額です。もう一つ、73ページの個人町民税の収入見込額7,601万2,000円は滞納繰り越し分の収入見込額300万見込んでおりますので、現年度分の収入としては7,601万2,000円から300万を減じていただければ現年度分の収納額といふうになっております。

○8番(真貝政昭君) そうしたら、23年度の予算で見れば、1割まではいかないけれども、現年度分て予想よりも収入減、23年度の予算上の個人町民税の現年課税分の調定額8,168万から約1割

くらい引いているのですね、滞納繰り越し分があって、現年課税分のところで23年が八千百幾らと、ことしの予算が約1割引いて七千三百幾らだと、このように23年の動きを見るとさらに収入減みたいな形になりますけれども、これは所得の減り方が極めて急速に減っているというとらえ方でよろしいのでしょうか。

○**財政課長（本間好晴君）** 今はそういう傾向が続いているというふうを考えざるを得ないと思います。ただ、今回税制上の制度改正もございまして、平成23年税制改正で24年度の町民税から税制改正の影響、これは先般改正になっておりました扶養控除の廃止、縮小の影響ですが、24年度は仮に所得が落ちなければ町民税で500万程度増収になる、単純に計算しますとそういった地方の増収になる税制改正の影響が24年度であるという現状にあります。ただ、所得の落ち込み等があり、これは2年程度見ても5%あるいは9%とか、そういった過去の落ち込みがありますので、その増収分をさらに額的にはマイナスの落ち込みがあるだろうというふうに予算上では見込んでございます。

○**8番（真貝政昭君）** 平成24年度のその増収分を見ての数字ですから、かなり落ち込みが激しいというふうに見たほうがいいのかと。その理由なのですけれども、1つは収入そのものが減っているという見方と、それから給与所得世帯の急激な減少、町民がかなり減っています。どういふふうに分しているのでしょうか。町を去っているのか、または定年等で年金世帯に入って、町には在住しているけれども、年金収入者のほうに移行しているのか、あるいは所得そのものが大分減っているのか、その3つの見方があるのではないかと思うのですが、どのように見ているのでしょうか。

○**財政課長（本間好晴君）** 古平の町民の収入の動き、私ども税のほうで端的に確定申告等あるいは町民税の形での資料から推測する本来、納税義務者の人口の減、それと労働人口と言われている部分の人口も減っております。当然納税義務者も減っているということです。それと、高額所得者というのですか、法人の水産加工会社さんの例をとりますと、会社から給料をもらっている社長という、そういうスタイルをとっていますけれども、そういった社長さんですと2,000万とかという、景気のいいころはそういった給料だったのが今はもう半減しているとか、そういったことで今高額所得者と言われる部分は公務員関係です。そういった民間の人の割合がふえていると、そういったことで古平の高額所得者の部分が減ってきているというのが1つの影響としてあります。それから、年金は、高齢化が進んでおりますので、むしろ年金収入ベースとしてはふえております。ただ、税金を払うような、賦課されるような年金収入かということ、そういう人がふえているかということではなくて、国民年金ベースで総体年金支払われている古平町の年金収入の額がふえているだけであって、税収増の影響にはなってございません。あとは、産業別にどうだかといった見方はできるかと思いますが、そういったことでその程度のとらえ方はしてございます。

○**委員長（鶴谷啓一君）** 審議途中ですが、お昼のために1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町税から株式等譲渡所得割交付金の質疑を再開いたします。

○8番（真貝政昭君） 26ページの固定資産税で土地、家屋、償却の3分類がありますがけれども、平成24年度の償却資産の内容について説明をお願いします。

○財政課長（本間好晴君） そういう分類した資料はつくってございません。償却資産は、それぞれの業種、会社、個人経営もそうですが、資産です。例えば器具だとか、加工屋でいえば調理カッターそういった機器に対する、それを資産としてそれに課税をしているものでございます。あとは、リース、みずから購入して備えるのではなくて、リース会社からリースをしている。冷蔵庫など大方はそういった形でリース会社の所有という形で、そちらに償却資産として計上しているといった形。

○8番（真貝政昭君） 今説明あったように、リースにしても何にしても、例えば漁業、それから水産加工業という区分けでの分け方というのはいかなるのでしょうか。

○財政課長（本間好晴君） そういうふうには、システムの中にあるのではないかなと思いますが、そういったご質問のとおり、今後はそういった形で整理して説明できるようにいたしたいと思いません。

○8番（真貝政昭君） こういう形で計上されるのですけれども、昨年に比べて、あるいは一昨年に比べて何か特徴的なものはありますか。

○財政課長（本間好晴君） 平成23、24を見てもそんなに動いていない。むしろ今回は控除等がなくなりますので、事業所が減っていくということであれば固定資産税も減っていくと、固定資産としては今までの規模を維持していくという認識してございます。特徴的なことがあれば規模が小さいので、数字の中では説明できるのではないかと思います。

○8番（真貝政昭君） 28ページのたばこ税ですけれども、大分長いことたばこ吸ったものですから、頭の中に図式化したいのですけれども、1箱今400円前後というふうに記憶しているのですけれども、だとすれば、仮に1箱400円だとすれば1本20円ですか、大体そのようなものなのですか。

○財政課長（本間好晴君） 今1箱410円というふうに私押さえております。20本入りですと1本20円というような計算をしております。

○8番（真貝政昭君） たばこ税は、1本20円のうちの程度の割合なののでしょうか。町と分け合っていると思うのですけれども、活字にするとわからないので、1本の目分量で大体判断したいのですけれども、20円として、そのうち何割あるいは何円が町の収入、あとはどっちかにというような、そういう説明はできるのでしょうか。

○財政課長（本間好晴君） 1本当たりの税の負担額ですが、国が1本あたり6.122円です。道の取り分は1.504円でございます。町は4.618円。3つ合わせますと1本あたり12.244円というふうになります。

○8番（真貝政昭君） 昨年に比べて収入を多く見積もっているのですけれども、町長の健康増進の方針から外れた予算編成になっていきますけれども、こういうジレンマは町長は感じていないので

しょうか。

○**財政課長（本間好晴君）** 本来は私のほうの所管ですけれども、22年度の実績が2,554万6,000円でした。23年度の今現在が2,600万、2月末です。もう一月分収入がありますけれども、2,600万で、決算見込みでは2,700万、説明資料の73ページには2,767万7,000円です。伸びるという実績でございます。それと比べると、24年度は落としておりますので、そういうふうにご理解願いたいと思います。

○**8番（真貝政昭君）** それにしても、たばこは健康を害するというふうに言われているのに、それ以上の施策がまったく裏目に出ているような結論が出ているのだけれども、これは考え物ではないですか。歳入で仕方なく入ってくるのかもしれませんが、健康教育という面からしたら浸透していないという結論に達するのです。ほかの町村との比較ってどうなのでしょう、古平のこの実態というのは。

○**財政課長（本間好晴君）** 1点目の浸透していないということに関して申し上げますと、今収入額で申し上げましたけれども、売り上げの本数、要するに消費量を見ると22年度で711万本の売り上げでございます。23年度見込みでいきますと630万台の売り上げだと思っておりますので、消費量としては確実に減っていると。ただ、たまたま値上げ幅が大きかったために、本数が減っても税収はふえると、そういった結果でございます。

○**8番（真貝政昭君）** それと、他町村との比較です。

（「答弁調整」と呼ぶ者あり）

○**委員長（鶴谷啓一君）** 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

○**委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○**財政課長（本間好晴君）** たばこ税収入の他町村との比較というご質問でございますけれども、21年度の決算の数字でございます。人口規模が同様のところの町村が適当かなと思います。21年度の古平町のたばこ税収が2,546万4,000円でございます。仁木町が2,194万1,000円、それから寿都町が2,707万3,000円、京極町が2,601万2,000円、そのような状況でございます。

○**8番（真貝政昭君）** 失礼しました。それを先にわかっていれば先ほどのような質問にはならなかったのですけれども、先ほど国の取り分が6.122円という説明がありましたけれども、これは取り分が上がった数字なのでしょう、それ以前の数字わかりましたら、お願いします。

○**財政課長（本間好晴君）** それ以前といいますと、値上げ前のということですね。平成18年の7月の税の1本当たりの単価ですが、国が4.372円、道が1.074、町が3.298、全体で8.744でございます。このときは1箱300円です。

○**5番（堀 清君）** ページ数28ページの町税の軽自動車税なのですけれども、今年度は収納率で96%と見込んでいるのですけれども、100%という形で実務としてできないのかどうかと思うの

ですけれども、そこら辺はどうですか。

○**財政課長（本間好晴君）** 28ページの軽自動車税の収納率96%になっております。おっしゃるとおり滞納繰り越し分と現年度分合わせるとトータルが96%、たし内訳としては24年度に徴収する分については99%を見込んで予算計上しております。これを100%、ご指摘のとおりだと思いますが、そういうふうになるように努力しているところでございます。

○**5番（堀 清君）** ほかにたくさん町税の中にあるのですけれども、あとのものは結構件数も大きいし、金額も大きいのですけれども、その中でとりあえずは軽自動車税だけでも100%達成するような段取りを組みながら、とりあえず軽自動車税だけは毎年100%にするのだと。このものの滞納も広域等々に頼んでいる部分もあると思うのですけれども、金額的にはそんなに大きい金額でないので、軽自動車税だけでも決算のときには100%になりましたという報告できるような形をとってみたいと思います。

答弁必要ないです。

○**3番（中村光広君）** 堀委員さんの言われたことにも関連しますけれども、24ページ、町民税の滞納繰り越し分、それと26ページの固定資産税の滞納繰り越し分、この滞納繰り越し分というのがありますが、繰り越し分というだけあって、毎年のようにこれはふえ続けていっているものなのでしょうか、ここ二、三年の状況をお知らせください。

（「答弁調整」と呼ぶ者あり）

○**委員長（鶴谷啓一君）** 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○**委員長（鶴谷啓一君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○**財政課長（本間好晴君）** 滞納繰り越し分のふえ方、減り方がどうだったというご質問でございますけれども、私の手元にあるのは町税全体で、今言った種類別の滞納額ではなく、町税全体の滞納繰越額の推移ということで資料ございますが、平成22年度末の滞納繰り越しが3,250万4,000円になります。その前年、21年度は3,560万7,000円、ほぼ同額でございます。平成19年は3,770万、平成18年が4,285万、平成17年が4,400万、16年もほぼ同額の4,400万、平成15年で4,160万。過去をずっと古い部分まで申し上げますと、平成8年度は5,000万、一番あった時期で申し上げますと平成元年6,670万、こういった時代もございました。今現在は3,200万という滞納繰越額の推移でございます。

○**3番（中村光広君）** 今金額的なこととお伺いしましたが、徐々に少なくなっているというような数字で見受けられました。回収するに当たって何か方法をとられた結果そういうふうに徐々に減らされてきているということなののでしょうか。

○**財政課長（本間好晴君）** 収納率、管内的に見ると、下のほうにいるわけですが、一時特に悪い時期がございました。といいながらも少し改善している部分もございますし、以前は不納欠

損という消滅時効、そういったもので処理していた年と処理していなかった年もある。そういった事情もありまして、滞納繰越額に差があるということもございます。

○3番（中村光広君） 今の滞納繰り越し分なのですけれども、町民税で見ますと収納率が84.4%、残りの分は繰り越しということになって翌年に持ち越されると、どんどん、どんどん、ずるずる、ずるずる持ち越しになって、結局は不納欠損分ということになるのだと思います。滞納繰り越しをされている方たちはどういった方たちで、滞納されて支払いできないような理由、そういったものわかれば教えてください。

○財政課長（本間好晴君） さまざま、理由もそれぞれということで、一番訴えられるのは、入院して払えなくなったので、退院して働けるようになったら払いますので、それまで待ってくださいとかというような方がある。ある程度高齢になって入院されると、なかなか仕事につくというのが難しい、そのまま大変になってしまうケースもあります。やはり事業をやっているような方では支払いのほうが先で、税金のほうが後回しになってしまうというような現状になってしまっています。

○3番（中村光広君） 税金ということで町民の負担公平という概念がありますので、税金がかかるということはその方に税金がかかるというだけの理由、そういう事由があったから課税されているわけで、税の公平という面から考えてみると繰り越ししないで払ってもらおうと、そういうような努力をしないとどんどん、どんどん毎年積み重なっていくばかりだと思います。何か対策でも打って回収率を上げるとか、そういったことは考えておられるのでしょうか。

○財政課長（本間好晴君） ご指摘のとおり、収納率を高めるための計画というのを23年度から、計画を立てて1年間やっていこうということで、収納率向上計画というものに基づいて、年間スケジュールを組んで収納率を設定して現在やっているところでございます。

○3番（中村光広君） ぜひそのようにしていただきたいと思います。税金ということで、古平町の行政において重大な部分を占めていると思いますので、僕なりに考えますと、1カ月あるいは2カ月という期間を対策本部なりを設けて、財政課の方だけではなくて全庁的に特別対策本部みたいなものをつくって重点的に取りかかるということ、こうしたことというのも一つの手だと思います。ひとつよろしく願いいたします。

終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に40ページ、6款地方消費税交付金から47ページ、9款地方交付税まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 課長、地方消費税交付金、41ページですけれども、古平町分がこのように配分されるのですけれども、消費税の分け前というか、その図式があると思うのですけれども、概略を数字とともに述べてもらえますか。

（「答弁調整お願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時27分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○財政課長（本間好晴君） 地方消費税交付金についてですが、消費税は国の取り分4%、地方の地方消費税分1%、合わせて5%という仕組みになっております。この地方消費税1%分の収入額の2分の1を市町村に人口と従業員の数で案分されて交付される、そういう仕組みになっております。金額は、本年度は3,800万を見込んでおりますが、平成23年度の見込み、決算だと思っております、3,925万2,000円の決算の予定でございます。前年度とほぼ同じ額の決算を見ている。それから、消費税の全体交付される額が563億7,500万円、これが配分の基礎になっております。

○8番（真貝政昭君） それは、地方に渡る4対1の1の合計ということですね、わかりました。

それから、45ページの地方特例交付金が2項目のっかっていますけれども、この説明をお願いします。

○財政課長（本間好晴君） 地方特例交付金の制度は、まず1つが児童手当、子ども手当の特例交付金に関する部分でございます。これは、地方の負担分に対して特例交付金として交付すると、それで補てんするという考えでございます。これは、児童手当から子ども手当にかわったときの負担増になる部分を特例交付金で補てんすると。それから、もう一つが減税補てん分でございますが、住宅借入金特別控除、所得税で減税し切れなくて、地方税を減税すると、そういった所得税の住宅借入金特別控除の仕組みになっております。結局地方税が減収になるわけですから、それを特例交付金で補てんすると。それと、もう一つが自動車取得税の減税に伴いまして、自動車取得税交付金というのがありますが、これが少なくなると、市町村に配分する交付金が少なくなるので、それを特例交付金で市町村に交付するというのが特例交付金の仕組みでございます。

○8番（真貝政昭君） 47ページの交付税ですけども、毎年のおさらいなのですけども、毎回聞いても忘れるものですから確認したいのんですけども、普通交付税の決定月、それから古平町に支給される月、それから特別交付税の決定される月、交付される月、これはどのようになりますか。

○財政課長（本間好晴君） 交付月はちょっとここに用意しておりませんが、4月、6月、9月、11月でございます。

（「普通交付税ですね」と呼ぶ者あり）

○財政課長（本間好晴君） 再度質問お願いいたします。

○8番（真貝政昭君） 今言われたのが普通交付税の交付月ということですか。

○財政課長（本間好晴君） そのとおりです。

○8番（真貝政昭君） それと、普通交付税の額が確定する月というのがありましたよね、それが何月なのか。それと、特別交付税が決まって町のほうに入ってくる月は何月でしたか。

○財政課長（本間好晴君） 普通交付税の決定する時期は7月ですが、正式に公にできるのは7月中かどうか、ちょっとここは微妙なところです。それから、特別交付税の交付時期は、12月と3月でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に48ページ、10款交通安全対策特別交付金から59ページ、13款国庫支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、次に60ページ、14款道支出金から79ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、ここで歳入歳出一括で1人2問まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○4番（本間鉄男君） 午前中にお伺いした部分をもう一度、土石流だとか土砂災害だとか、それと避難場所が3カ所、ことしかかる予定になっていますけれども、すべてそれにひっかからないのかという部分をお伺いしたいと思います。

○建設水道課長（藤田克禎君） 工事または設計のほうを担当していますので、私のほうからご説明させていただきます。

沢江地区につきましては、急傾斜崩壊危険区域が近くにございましたけれども、その位置からは外れてございます。ただ、施工する上でその辺十分注意しながら施工を進めたいというふうにございます。それと、港町の砂防ダムの付近にもう一つ階段つける予定でございますけれども、ここは土石流の危険区域ということでございます。ただ、避難階段の趣旨としましては津波対策でございますので、雨のときにはそういった危険箇所になる可能性はございますけれども、津波には有効だというふうにございますので、この場所についても施工したいというふうにございます。

○4番（本間鉄男君） 次に、91ページのホームページの部分でお伺いしたいのですが、結構ホームページを見ながらいろんなこと、古平町の動きとかがかなり見えてくる部分もあるのですが、1つは観光マップというところにアクセスすると、昨年か一昨年につくり直したのかなと思うのですが、まりんはうすなんかも図面に載っているのです、喫茶だとか食事とか。そのところにいまだに高校の古い建物と一望館という名前でマップに載っているのです。それで、今の温泉しおかげ、これは違うほうの図面に玄関かな、ちょこっと載っているというような、そういう形になっているので、その辺は気がつかないでそのまんま、新しい温泉できましたと古平町がPRしていつているのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○総務課長（小玉正司君） 内容を確認しなければだめですが、恐らくそうなっているかと思えます。言いわけになりますけれども、職員がすべてにわたって把握するというのはなかなかできないと思います。そういうことで、新しく建ったところは当然載せたでしょうけれども、それにかかわって変更しなければならぬところが変更になっていなかったと、そういうことで、至急調べて訂正したいと思います。

○7番（木村輔宏君） ページ数は別といたしまして、港町の避難場所、あそこに1カ所やるとい

うのですけれども、もう一カ所というよりも、昔の旧警察の階段ありますよね、昭和初期のあたりに横川さんの、あの階段は手すりがついているのです。ですから、あの階段を利用すれば避難場所として非常に、そんなに難しい話ではないと思うのですけれども、それを利用するという。

○総務課長（小玉正司君） ご質問の趣旨があれですけれども、港町の警察の坂と我々言っていますけれども、あそこも当然使って避難してもらいたいと。それから、もう一カ所は、港町は細長いのですから、そこで港町はもう一カ所、幾井さんの裏にも稲倉石鉾山の、今ちょっと雑木生えていますけれども、あそこも本当の緊急一時ですけれども、可能だと、そしてずっとくれば弁天さんもありますし、そして浜町になってしまうと。幾井さんでなくて柏木さんと岩崎さんの間と言ったのは、今言った箇所を除けばあの辺一帯の20戸程度の家だと思えますけれども、あの人たちが緊急一時で避難するのであれば、あそこに1カ所階段つけて緊急に避難してもらいたいと、そういう趣旨のあそこ1カ所ということでご理解願いたいと思います。

○7番（木村輔宏君） それはわかるのですけれども、せっかくああいう階段があつて手すりがついているのです。だから、夏は簡単に避難場所に着けるけれども、冬ちょっと除雪というか、すればあの階段は利用できるという意味です。

○総務課長（小玉正司君） 冬の除雪の問題、町長の総括質問もございましたけれども、夏の間であれば、あそこに階段もありますし、手すりもあるというのは皆さん見てわかるとおりでと思います。冬の問題は、古平町だけでなく雪国すべてにわたっての問題だと思えます。そういうことで、町長も答弁しましたけれども、公助ばかりでなくて共助、自助、それら含めて町内会とも相談しながら進めなければだめな問題でないかなというふうに理解しています。

○7番（木村輔宏君） それと、教育長だと思ふのですけれども、建設課ではないと思うのですが、古平小学校が移動しますね。中学校のときにあったのですけれども、もう30年以上も前の子供さん方がカプセルとか埋めていたのです。ところが、実際に中学校を壊したときは、その当時の子供方に何もお話ししないで壊してしまったのです。どこにあるかわからないという状況があったので、あるのかどうかは別といたしまして、今の新しくなった学校、古い学校からそっちに移るときにそういうようなものとか、展示していてこれは必要だと思うもの、もちろんそれはやっていると思うのですけれども、カプセルとかそういうものの確認というのはあるのですか、したのですか。

○教育長（成田昭彦君） 私どもの把握しているのは幼稚園、いしづえ前に幼稚園がやっているというのは、閉園のときにやっていると聞いています。今から50年くらい前、やっているというのは確認していますけれども、あとは把握していないのが現実でございます。学校でも把握してございません。といいましても、広報と学校のPTAだよりを通して、これから解体しますので、そういうものがあつたら教えてくださいということでは連絡はしているのですけれども、なかなか今出てきて何期生が埋めたというのは聞いていない状況でございます。

○9番（工藤澄男君） 歳出のほうで113ページなのですが、負担金補助及び交付金のところに成年後見人の制度の問題で、私去年でしたか、一度伺いましたが、ど忘れしたというのもございますので、まずその制度の内容と、それから今実際に古平町に後見人という人が何人いらっしゃるのか教えてください。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 今ご質問あった113ページ、19節の負担金補助及び交付金の中で成年後見関係の負担金、ちょうど真ん中辺、ここのことでしょうか。

（「いや、一番下」と呼ぶ者あり）

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 一番下の支援助成金ですが、平成23年度、ついこの間ですが、1名の方が成年後見つきました。この方は収入が少ない方ですので、この事業の対象になるかと思えます。この助成金が発生するのは、後見が開始されてから1年後にそれまでの1年間のお世話する方の仕事の内容によって金額が裁判所から決定されます。それに応じて交付をするのですが、この48万円の根拠になるのが在宅の場合、自宅にいる方の場合については1カ月2万円で見せております。それから、施設に入っている方については一月1万円を上限にしてしております。この金額の設定については、小樽家庭裁判所のほうと6市町村で協議の結果、およそこのぐらいの金額があれば今までの例からいって足りるでしょうということでこの金額で設定しております。

○9番（工藤澄男君） その点はわかりました。

それから、後見人という方をつけておりますよね、その人方を調べるといいますか、助ける方。最近、北海道ではないですけども、その後見人の方が障害者とかそういう方々のお金を流用して、非常に新聞等でも問題になったのが何件かございました。そういうことで、後見人になるような人を選ぶときはどういう点を基準にといいますか、選ぶのですか。

○保健福祉課長（佐藤昌紀君） 後見人選ぶのは、最終的には裁判所のほうで選んでおります。その際、裁判所に任せっきりにしますと後見人を決めるだけで1年、2年かかる場合もございます。通常であれば、弁護士の方とか社会福祉士の方等がなっているケースが多いです。小樽を含む北後志6市町村で小樽に成年後見センターを2年前に立ち上げてございます。今回古平町で出たケースについてもそのセンターで法人後見、後見センターで請け負うということで、弁護士の方とか個人の方が請け負うのではなくて、センターとして請け負います。それで、法律的なことの仕事については参加してくれている弁護士の方が行いますが、日々の金銭管理だとか生活管理だとかという部分については市民後見人というものをそのセンターの中で登録していきまして、裁判所の許可を待っています。古平町にここの1月に1名の方登録していただきまして、裁判所の認定を待っております。その方が当たる予定です。委員が心配されている私的流用だとか、そういう不適切な問題については、法人として受けておりますので、チェック機能がいっぱいありますので、そういうことはないのかなというふうに思っています。

○9番（工藤澄男君） その点はわかりました。

もう一点、151ページの土木のほうなのですが、道路橋りょう費に修繕費というのが出ていますけれども、前に一度古平の橋の部分が非常に弱まっているということで、それをすべて点検、整備するというような話があったのですけれども、その後どうなっていますか。

○建設水道課長（藤田克禎君） それにつきましては、橋梁長寿命化計画というのを作りまして、その計画に基づいたものにつきましては補助でやっていけるというような状況でございます。ただ、その計画自体は今策定中でありまして、その策定後ある程度年次計画を踏まえて補修の予定を組む予定でございます。

○9番（工藤澄男君） 今準備中だということで、なるべく早く準備して、古平の小さな橋かなり傷んでいますので、早急に対応していただきたいと思います。

終わります。

○8番（真貝政昭君） 教育長に2つほどお聞きしますけれども、1つは施政方針でも触れられていた子供の肥満、やせ傾向に対する箇所がありましたよね。それで、特にスキー場を閉鎖してから、そういうところの学校の児童生徒の肥満、それから視力の変化というのに影響するのだということがありましたけれども、児童生徒の健康問題で何かそういう情報、変化があるのでしょうか。

○教育長（成田昭彦君） そういったことは聞いてございません。ただ、おとしですか、体力測定の結果見て、体力のなさとかがはっきり数字にあらわれてきたですから、昨年度から体育の授業、それから朝等も運動を取り入れることによって、今は全道レベルまでの体力の向上にはつながってきておりますし、学年自体でもそういったものを取り入れておりますので、今回もことし1年まだ外を使えないという状況でございますけれども、その辺を加味しながらことしもやっています。その分室内にこもってどうなのだというので、視力については古平においてはいいほうではございません。ただ、管内と比較したものというのをごいませぬけれども、そういったものではございません。ただ、今心配されるのは虫歯でございます。これが古平の平均をかなり上回って多いということなものですから、前に真貝委員のほうに弗化物洗口については学校ですとか学校医の関係ですとか、そういった意見を聞きながらと言っていましたけれども、24年に向けてはそういったことも深く調査しながら進めていかなければならないのかなと思っております。

○8番（真貝政昭君） 今の古平町が進めている子供の健康問題を考えますと、余りうまくいかないというふうに予想しているのです。それで、特に高校進学あるいは大学受験に当たっては、最終的に体力が増強しているかどうかで、子供にとっては大変な時期なのだけれども、乗り切れるかどうかという体力の問題です。これは、決して体力度テストでははかれないものだと思うのです。昔から古平の子供たちは近隣の子供に比べて体の大きい子供が多いというふうに、これ評判なのです。海や山で鍛えられて、こういう地域ですから、そういう特徴のあるところなのですけれども、歳出のところでは触れましたように、海に近いところにいながら海に近くないというので、積丹町の例なのですけれども、新聞の記事を思い起こしているのですけれども、シュノーケリングで去年マスコミに取り上げられて、ああいうのはやっぱり子供喜ぶのです。そして、校長先生なんかはシュノーケリングの魅力に取りつかれて、はまっているといううわさを聞きました。自然に親しんでいって、そしていろんなことに興味を持って、自分から学ぶ意欲が出ていくものですから、冬の山あるいは夏の海という点、ぜひともわんぱく王国とかでそういう取り組みを、学力テストだとかというのを強調しないで、総合的な子供の見方で取り組んでいく必要があるのではないかと思うのですが、課題ですね、どのように考えているかお聞きしたいのですけれども。

○教育長（成田昭彦君） 私は今現状を見ていて、学力がやっぱり一番大事かと思っております。執行方針でも述べましたけれども、わんぱく等を通じて自然体験活動、そういったものはぜひとも進めていかなければならないことだと思っております。自分から考えて自分からやるという力、そういったものがまだ子供たちには足りない。ですから、私3年間つき合ってきて、子供たちからこ

うしたいというのがようやく、通学合宿やって初めて自分たちの生活習慣をこのように与えられたものをこのように変えてやりたいというのを初めて今回聞いたという状況でございます。ですから、わんぱく王国にしましても、10回も事業やるのであれば、その中に子供たちの意見を取り入れて、そういった体験活動をしたい、もちろんこちらでカリキュラムをつくるわけでございますけれども、その中に子供たちのそういったものをどんどん、どんどん把握してやらせて、自主的に自立自働できるような、そういったものができればいいなというのは私も望んでいますので、ぜひそういったものは取り入れていきたいと思っております。

**○8番（真貝政昭君）** 津波に対するこれからの子供の教育ということで、海に親しんで海の魅力を知ると同時に海の怖さを知る。それこそが自分で考え、自分で判断できる子供ができていくし、それは学力のほうでも必ず生きていくはずだと思うのです。海水浴場の質問がありましたけれども、ああいうのもまたおもしろいもので、遊びの中にウニ、アワビの模型をほうり投げて、それを潜ってとる競い合いをしてレクリエーションを楽しませるだとか、そういう道もあるのですけれども、漁業の町の子供たちとして存分に夏の海を満喫してもらって、近くにある冬山を楽しんでもらう。そこで目とかを鍛えて、体力を鍛えて健康な体をつくってもらう。美国のスキー場を見ますと、冬でも子供の遊ぶ声が聞こえて、うらやましいと思いました。ぜひともそういう努力をされてほしいなと思えます。

それと、もう一つ、小学校の解体にあわせて、卒業された子供の父兄から伺ったのですけれども、卒業記念に廊下等に作品を展示してありますよね、各卒業生が、あれがどのようにされるのかという心配の声をいただきました。それで、貴重な質問なのですけれども、廃棄するのではないかというお話を聞いたということなのです。そういうことは絶対やらないでほしい。少なくとも、各卒業された生徒あるいは父兄のところに、もしそうであれば返還する作業をしてほしいという心配の声が寄せられましたので、どのように考えているのかお伺いします。

**○教育長（成田昭彦君）** まず、1点目、そういった子供たちの遊びというのは今回の3.11でも随分出ていましたね、津波てんでんこ。あれこそそうですよね。そういったものが来た場合には自分で判断して自分で逃げなさいという言い方ですけれども、まさにそういった判断力を子供たちにつけさせてあげるといのがやっぱり大事なことだと思っております。

それから、小学校解体に伴って、大きなものがあるのです。卒業記念としてこんな大きな、そういったものを今度の新しい学校に全部持っていくというのは不可能でございます。今とりあえず考えているのは、これからどうするのであれ、高校の体育館のほうにとりあえず仮置きするという形で考えておりました。それから考えようということで、今はとりあえず出すものは出してしまうというふうに思っていますので、それからまずやろうではないかということで進めておりますので、あとは父兄さん方と、また卒業生もいるのでしょうから、そういうような話し合いしながら、PTAからも何かそういう話は聞いていましたので、その辺はそういったものに限らず、あるものについてはそういう形で進めていこうと思っておりますので、ご理解願いたいと思えます。

**○委員長（鶴谷啓一君）** ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成24年度一般会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

ここで2時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時14分

○委員長（鶴谷啓一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

250ページから275ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 国民健康保険会計の加入者の負担と国の負担の関係でちょっとやりとりが以前ありましたけれども、町のほうの窓口にあるこのパンフレット、国民健康保険会計に関するパンフレット、これは何年か前のだと思うのです。これ見ると、国保の財源構成というのが棒グラフになっていて、保険税が28.8%、それから国庫支出金が25%、それからその他が46.2%という説明なのです。後期高齢者とか介護の関係のが入ってきて、この国庫の割合が現在24.何%です。それで、以前、10年くらい前のこの割合ですが、国庫の負担割合が50になっています。それが年を追うごとに下がってきて、これは多分2007年ごろのパンフレットなのですけれども、25%まで下がってきています。私が言っていたのは、1人当たりの保険料の額がウナギ登りに上がってきているのに対して、国保会計の国の負担割合が下がりになって25%まで下がっているはずなのです。この仕組みは、制度上そういうふうなルールになって、今作業されていると思うのですけれども、これを変えていくという申し入れ、これなしには、今回古平町の一般会計から5,000万の予算で国保会計に繰り入れるという仕掛けをとっていますけれども、国保加入者の国保税を上げなければこういう仕掛けが続いていくような状態でしょう、国保会計を維持していくためには、ここら辺の仕掛けを変えていく操作と申しますか、広域なら広域の申し入れが必要でないかと思うのです。広域の議会の代表はたしか町長でしたよね、違いましたか。後志広域連合の会計を、構成員の代表ですよね、代表の町長が発案して、そういう申し入れというふうには持っていけないと変わらない、一般会計から繰り入れているのが、その辺どうなのでしょう。

○副町長（田口博久君） 私今25%とか細かい部分までその積算の中身、制度自体が結構変わって、昔の老健の拠出金とかいっていた部分が今の後期高齢者の支援金、あるいは入ってくる部分も前期高齢者支援金とかという形とか、いろいろ制度変わっていますので、その詳細は今はっきりとは申し上げられませんが、真貝委員さんおっしゃるように国の部分が減っているのも事実かと思えます。それに対して、今町長というお話でしたけれども、自治体が所属しております全国町村会、それから北海道町村会、どちらの町村会におきましても国に対して毎年いろいろな項目にわたっての要望を上げるわけですが、その中で国保につきましては国の負担分の増額をと、国保財政の維持のために国負担分の増額をとという要請は毎年しております。

○8番（真貝政昭君） わかりました。いろいろと制度上私の立場では注文があるのですけれども、

今回の平成24年度の一般会計、国保会計、こういう一般会計からの繰り入れを国保にやっておりますので、賛成という立場で今質問した次第です。

終わります。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成24年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

306ページから325ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようなので、これで平成24年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

354ページから383ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○8番（真貝政昭君） 資料の103ページになります。特にこれからは津波被災時の防災の関係で水の確保が課題になります。それで、福島のおあいう実態を見れば、沢水を飲んだとか、そういうようなあたりで生き延びてしのいでいますけれども、泊のおあいう施設を抱えているこの地域としてはそういうわけにはいかないのではないかと。共働の家、福祉会の歌棄の上のほうに貯水タンクがあるらしいですけれども、水道のこういう管を布設する際も、初期消火のこともあるのでしょうか。これは以前の歴任された町長からこの議会で伺ったことがあるのですけれども、たしか40トンクラスのタンクをこういう本管布設のときに工事できるというお話を聞いたことがあるのですけれども、それはこういう布設工事が終わった後でも可能なものなのでしょうか。

○建設水道課長（藤田克禎君） 貯水タンクに関しましては、可能でございます。ただ穴掘って、水槽を入れて水道管をつなげばいい話。ただ、費用が莫大にかかります。札幌市の貯水タンクであれば、普通の防火水槽と違いますから、常時水圧がかかっているような状態なので、貯水槽の形自体、強度自体も強固なものにしなければならないので、今私の考える範囲内では何千万という金額がかかる状況でございます。ただ、40トンの防火水槽であれば私も設計したことあるのですけれども、大体1基800万ぐらい、そういうような状況でございます。

○委員長（鶴谷啓一君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成24年度簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

それでは次に、平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

416ページから441ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成24年度公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

次に、平成24年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を行います。

476ページから493ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（鶴谷啓一君） ないようですので、これで平成24年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出予算の質疑を終わります。

これをもって平成24年度古平町各会計歳入歳出予算の質疑はすべて終了いたしました。

これから平成24年度古平町各会計歳入歳出予算について一括採決をしたいと思えます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○委員長（鶴谷啓一君） 全員起立でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました平成24年度古平町各会計歳入歳出予算については、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（鶴谷啓一君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件はすべて終了いたしました。

皆様のご協力によってすべて完了することができました。本当にありがとうございます。

以上をもちまして会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時29分